



(介 19)

平成 26 年 5 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
高 杉 敬 久

平成 26 年度介護報酬改定後の給付費の請求について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 26 年度介護報酬改定につきましては、本年 4 月 1 日 (介 4) 「平成 26 年度介護報酬改定 (消費増税対応) 関連通知等の送付について」にてご連絡申し上げたところではありますが、今般、支払い機関より、「5 月請求分 (4 月サービス提供分) について、平成 26 年度介護報酬改定前の旧単位数 (低い単位数) のまま請求していきっている医療機関が多数ある」との連絡がありました。

(例)

医師による居宅療養管理指導費 I

(正 : 新単位数) 503 単位

(誤 : 旧単位数) 500 単位 ←こちらの単位数で請求

支払い機関の対応としては、旧単位数 (低い単位数) で請求された場合は、返戻せずに旧単位数のまま支払いが行われるとのことであり、介護サービス事業所が新単位数に訂正する場合には、旧単位数で支払いが行われた後にそれを過誤し、新単位数で再請求を行う必要があります。

つきましては、介護サービスを提供する医療機関が今後も旧単位数で請求を続けることが懸念されることから、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。